

第 49 回経営委員会議事概要

1. 日 時：2020 年 12 月 17 日（木）14：00～15：05
2. 場 所：年金積立金管理運用独立行政法人 会議室
3. 出席委員等：・平野委員長 ・新井委員長代理 ・岩村委員 ・内田委員 ・加藤委員
・古賀委員 ・小宮山委員 ・根本委員 ・堀江委員
・宮園理事長

※新井委員長代理、岩村委員、加藤委員及び根本委員は Web 会議システムにより出席

4. 議事概要

【議決事項】

「政府調達に関する協定その他国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続き規程の改正について」

政府調達に関する協定その他国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続き規程の改正について、議決を行い、出席した 10 名の全委員の賛成により承認された。

質疑等はなかった。

【報告事項】

(1) 「人事院勧告への対応について (2)」

第 48 回経営委員会で報告のとおり、賞与の支給割合を国家公務員の改正（人事院勧告）に準拠した対応としたことについて、執行部から報告があった。

質疑等はなかった。

(2) 「法務体制・機能の拡充・強化について」

第 4 期中期計画にも掲げられている法務体制・機能の拡充・強化について、執行部に新たに法務室を設置するとともに関連する業務の運用の改善を図ることを内容とする案を策定したことについて、執行部から報告があった。

質疑等の概要は以下のとおりである。

委員 A 法務室の体制、人員をどう考えているのか。また、過去の事案対応に関する課題がどのように解決できているのか教えてほしい。

理 事 体制については、現在、リーガルオフィサーが 2 名いる。また、コンプライアンスを担当している職員が企画部におり、こうした人員が法務室ができるときに移るため、立ち上げ時は 3、4 名という規模となる。6 月末の経営委員会で、今後の法人全体の増員プランについて説明をする機会があり、当面 24 人程度採用した

いと説明したが、そのうちリスク管理と内部統制関係の枠を使って、先ほどの 3、4 名のチームがさらに増員が図られていくというプランである。

先般の事案との関係については、法務室の専門性と外部リソースの活用により調査の客観性を高めるとともに、経営委員会においても法務室が力を発揮しやすい枠組みができればいいと考えている。

委員 B 職員の使いやすさはどのように考えているのか。例えば通報制度について、法令違反かどうか等を相談するのは、コンプライアンス部門になるのか。制度を作ってそれが便利に使われるかをどのように考えているのか。また、事例が外部専門家を入れて処理されるのは理解できるが、通報と扱うかどうかの透明性はどのように担保されるのか。

執行部 窓口について、内部通報窓口を外部の弁護士にするという説明をしたが、これもより使いやすい窓口にするためであり、もともと企画部の中にもあった窓口を法務室に移すとともに、さらに窓口を増やして接点を増やすということである。このような措置を取るだけではなくて、職員にコンプライアンスのガイドブック等も作成して配布しているが、そういったものも改訂をして、お知らせをしていくことが大事であると思っている。

理 事 様々な弁護士事務所に職員が取材したが、窓口については、より相談しやすいように、例えば男性と女性の弁護士を構えておく、窓口として対応する弁護士と調査で動く弁護士は別部隊にするなどの話を聞くことができた。

今回説明しているプランは、実装するにはまだまだやらなくてはいけないことがあるが、職員が使いやすいように、先行している組織の知恵ももらいながら、いいものができるようにしたい。

執行部 内部通報かどうかわからない相談については、こちらも弁護士事務所のヒアリングでは、ハードルを下げて、とにかく話を聞くという姿勢が必要であると聞いているので、専門家にお願いするという選択肢も視野に入れながら検討していきたい。

委員 B 通報があっても、問題に発展するかもしれないものを芽のところで摘んでしまうこともないとは言えないと思うが、どのように考えているのか。

執行部 今回、外部リソース、内部リソースの両面で体制を強化しているのは、そういった部分を考慮したものである。相談のように見えても、その裏には実は問題が隠れているとも限らないので、法務室の専門家の目で見ると、また外部の専門家の意見も活用してスクリーニングすることも大事であるので、こういったリソースを活用できるようにしている。

理 事 今回のプランには、定期的に監査委員に全体状況を報告するという仕組みが新たに入っている。これはどうかと思うものもその報告の中に位置づけて、監査委員にお目通しいただくことになる。そこから先、実際に調査をどのように行うのかという運用上のノウハウの点については、外部の知見も使えるような体制を整えることで進化していくという形を作りたいと考えている。

委員長 先ほどの委員の質問に関連するが、通報ないし通報類似案件が窓口部署に来るとは限らない。窓口部署ではなく、他の部署あるいは他の職員に来たとしても、その情報は全て法務室に集中されて、そこで点検が行われるという理解でよいか。

執行部 そのとおりである。

委員長 承知した。そうすると、組織内に周知徹底するときには、そういう趣旨も織り込んで説明されることになる。

また、今後の段取りについて、規程化する必要があるが、その辺のイメージを説明してほしい。

執行部 今後、規程化する作業を行う。規程については経営委員会の議決が必要になるので、来月以降の経営委員会で規程を審議いただき、議決いただいた後、年度内には法務室を立ち上げたいと思っている。

理事 まず組織規程の改正は必ず必要となる。また、通報規程をはじめとした関連規程もメンテナンスが必要になってくる。一連の作業を現在行っているところであるので、また整えて御説明したい。

【その他事項】

足元の運用リスク管理状況及び業務執行状況について、理事長及び理事から報告があった。

以上